

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

令和8年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市立学校不用物品廃棄処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市立学校
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年8月31日(月)まで
- (4) 業務概要 奈良市立学校から排出される不用物品を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)及びその他関係法令に従い、収集運搬し、廃棄処分する。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たす者であること。

- (1) 令和8年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者で、公告日において、入札参加希望種目のうち、いずれかの業種(第1~3希望)が「(W3)「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者であること。
- (2) 令和6年度以降(過去2年間)において、同等の契約実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 廃掃法による一般廃棄物収集運搬業(奈良市の許可)を受けている者であること。

- (8) 廃掃法による産業廃棄物収集運搬業（奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。
- (9) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。

3. 仕様書等を示す日時及び場所

仕様書等は奈良市ホームページからダウンロードできる。

4. 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、メールにより提出すること。

ア 提出日時 令和8年7月13日（月）午後5時まで

イ 提出先 教育総務課代表メール

kyouikusoumu@city.nara.lg.jp

ウ 持参、郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

- (2) (1) の質問に対する回答は、令和8年7月16日（木）午後5時までに奈良市ホームページに掲載予定。

5. 入札の場所及び日時

令和8年7月27日（月） 午後2時00分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 入札室（中央棟3階）

6. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

7. 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加申込兼参加資格確認申請書

イ 処理業務の具体的計画

ウ 契約実績

エ 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

オ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

- カ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- キ 収集運搬業と中間処理業者との業務提携書
※収集運搬業者と中間処理業者が同一の場合は不要
- ク 誓約書
- ケ 中間処理場の所在地を管轄する地方公共団体への廃棄物の搬入についての事前協議等が必要な場合は承認書等の写し

(2) 入札参加申請方法

令和 8 年 6 月 30 日（火）から令和 8 年 7 月 13 日（月）（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市教育委員会 教育部教育総務課に（1）の書類を各 1 部持参すること。

8. 入札参加資格の決定

(1) 入札者の決定通知

令和 8 年 7 月 16 日（木）までに入札参加申請者に通知する。

(2) 入札参加者の決定通知後の入札参加停止

入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できない。

9. 入開札に関する事項

(1) 入札の方法は持参入札とする。（様式第 7 号）入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、教育総務課長宛てとし、①件名 ②入札日 ③業者名(代理人名)を記載すること。

(2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状を提出すること。提出のない場合は入札できない。

(3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。

(4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめる。また、入札執行後においても落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。

(5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為は禁止する。

(6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(7) 再度入札は 1 回実施する。

(8) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約に移行する場合がある。

(9) 入札は、収集運搬に係る費用、中間処理等に係る費用、回収容器に係る費用、計量にかかる費用等に要する一切の諸経費を含めて積算した 1kg 当たりの処理単価で行う。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額は小数点 3 桁未満を切り捨てた小数点 2 桁までの金額とする。）を入札書に記載すること。

(10) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 委任状の提出がない代理人による入札

ウ 入札書に入札金額、委託件名の表示のない或いは間違いのある入札

エ 入札書に署名又は記名押印のない入札

オ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

カ 入札書記載の価格を加除訂正した入札

キ 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札

ク 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

ケ 虚偽の申請を行った者の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

落札者は予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

11. その他

(1) その他の詳細は、入札者心得による。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

12. 入札に関する問い合わせ先

奈良市役所 教育部 教育総務課

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号（北棟 3 階）

電話：0742-34-5297

担当：左海、福本

Mail：kyouikusoumu@city.nara.lg.jp